

事 務 連 絡

平成 30 年 3 月 1 9 日

一般財団法人日本消防設備安全センター

理事長 原田 正司 様

消 防 庁 予 防 課 長

(公 印 省 略)

発煙体にフロン類を使用しない加煙試験器について

平素から予防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 2 月 9 日に「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）の変更について閣議決定されました。

この基本方針は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号）（グリーン購入法）第 6 条に基づき、国、独立行政法人及び特殊法人（以下「国等の機関」という。）が環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため定めているものであり、国等の機関が重点的に調達を推進する環境物品等の種類である特定調達品目及びその判断の基準について規定されています。

このたびの基本方針の変更により、特定調達品目として「加煙試験」の項目が新たに追加され、「加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと。」が判断の基準とされました（別添資料参照）。今後の国等の機関による自動火災報知設備等の煙感知器の点検業務の調達においては、これらの基準に基づき行われる予定ですので、ご留意くださいますようお願いいたします。なお、平成 30 年度の 1 年間は、当該判断の基準の適用について経過措置が設けられています。

貴職におかれましては、各都道府県消防設備協会を通じて会員事業者に対しこの旨周知していただきますようお願いいたします。

別添資料：「グリーン購入法」及び「環境配慮契約法」基本方針説明会 資料(抜粋)
(URL：http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/block_brief/index.html)

消防庁予防課設備係 担当：四維、馬場 電話：03-5253-7523 F A X：03-5253-7533
--

加煙試験の新規追加の背景等

- 「加煙試験」とは、建物などの天井、廊下、階段等に設置された煙感知器の作動試験を行うこと。ガス式加煙試験器は、主に光電式スポット感知器の加煙検査用に使用

■ 我が国の加煙試験器の発煙体はHFC-134aが主流

- 発煙方法はスプレー式が80%以上を占有
- フロン（HFC-134a）を使用した加煙試験器のガス使用量は0.8g/回程度（GHG排出量： $0.8\text{g} \times 1,430 = 1.1\text{kg-CO}_2\text{eq}$ ）
- 例えば延べ面積1,000㎡以上の事務所等の機器点検は6ヶ月に1回

■ 地球温暖化対策におけるフロン類対策の重要性

- 政府実行計画においてはHFCの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進策として、エアゾール製品を使用する場合は、安全性に配慮し必要不可欠な場合を除き、非フロン系製品の選択・使用を徹底



「加煙試験（役務）」を新規品目として追加することによる国等の温室効果ガス排出抑制、ノンフロン製品への市場転換促進

加煙試験に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
加煙試験	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

- 備考 1 消防設備点検業務等に加煙試験を含む場合にも、本項の判断の基準を適用する。
- 2 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。
- 3 判断の基準の適用については、平成30年度の1年間は経過措置を設けるものとし、この期間においては、当該基準を満たさない場合にあっても、特定調達物品等とみなすこととする。ただし、この期間においても、可能な限り発煙体にフロン類を使用しない加煙試験器を使用するよう努めること。

